

令和4年8月12日
玄海町告示第141号
玄海町要綱第60号

玄海町みんなで応援券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰に対応する町独自の緊急経済対策として、玄海町内における消費を喚起・下支えし、商品の販売促進をすることにより、飲食業をはじめとした地域産業を支援し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、町によって交付される文書をいう。
- (2) 食事券 前条の目的を達成するために、町によって販売される文書をいう。
- (3) 商品券対象者 令和4年8月2日（以下「基準日」という。）において、玄海町の住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主をいう。ただし、基準日以降に死亡した場合、原則として世帯の中から新たに世帯主となった者をいう。
- (4) 食事券対象者 玄海町内に住所を有する者をいう。
- (5) 購入引換券 町が発行する食事券を購入するための引換券をいう。
- (6) 特定取引 商品券及び食事券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (7) 取扱店 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (8) 特定取扱店 特定取引を行い、受け取った商品券及び食事券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(商品券の概要)

第3条 町は、次の各号に定めるところにより、商品券対象者に商品券を交付する。

- (1) 商品券の交付額は、世帯主一人につき、1万円に当該世帯主の世帯に属する世帯員の数を乗じて得た額とする。

- (2) 商品券は、1冊20枚綴りとする。
- (3) 商品券の1枚あたりの額面は、500円とする。
- (4) 商品券は、取扱店又は特定取扱店との間における特定取引についてのみ使用することができる。

(食事券の概要)

第4条 町は、次の各号に定めるところにより、食事券対象者に食事券を販売する。

- (1) 食事券は、1冊5,000円分を3,000円で販売する。ただし、第10条第3項の規定による購入の場合は食事券対象者1人につき、1日当たり食事券2冊を上限とする。
- (2) 食事券は、1冊10枚綴りとする。
- (3) 食事券の1枚あたりの額面は、500円とする。
- (4) 食事券は、特定取扱店内における特定取引についてのみ使用することができる。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等に鑑み、テイクアウトその他町長が必要と認める場合についてはこの限りではない。

(商品券及び食事券の使用期間等)

第5条 商品券及び食事券の使用期間は、令和4年11月1日から令和5年2月28日までとし、この期間を過ぎた場合は、いかなる理由があろうとも商品券及び食事券の使用はできない。ただし、第10条第2項後段の規定により販売期間を延長する場合は、使用期間も同様に延長することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用状況等に鑑み、使用期間を延長することができる。
- 3 特定取引に使用された商品券及び食事券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱店及び特定取扱店からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われな
いものとする。
- 4 商品券及び食事券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券及び食事券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入等
 - (2) 換金性が高く、本事業の趣旨にそぐわない商品券、プリペイドカード等
 - (3) たばこ
 - (4) 地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方公共団体への支払

(5) その他本事業の趣旨にそぐわないもの

7 食事券は、いかなる理由があろうとも払戻しはしないものとする。

(商品券の交付申請)

第6条 町は、玄海町みんなで応援券（商品券）交付申請（請求）書（様式第1号。以下「申請書」という。）の交付については、商品券対象者の住民基本台帳に記録された住所に送付するものとする。

2 商品券の申請（請求）及び受領方法については、次に掲げる方法によるものとし、郵送申請（請求）を原則とする。ただし、マスクの着用など感染拡大防止策を行った場合に限り、窓口において申請及び受領することができるものとする。

(1) 郵送申請方式 申請書に必要事項を記載のうえ、公的身分証明書その他本人を確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）の写しとともに返信用封筒にて提出する。町は申請書の内容を審査し、適当と判断した場合、レターパックその他対面で確実に届けることができる方法によって、送付しなければならない。

(2) 窓口申請方式 窓口（玄海町役場又は値賀出張所）に申請書を提出するとともに、本人確認書類を提示しなければならない。町は本人確認をしたうえで、申請書の内容を審査し、適当と判断した場合、その場で商品券の交付を行うことができる。

3 商品券の申請受付期限は、令和4年12月28日までとする。この場合において、郵送申請方式により申請書を提出する場合は、当該申請書に係る配達受付の消印が申請受付期間の末日までに押されているときに限り、当該申請書の提出が申請受付期間内に行われたものとみなす。

(代理人による商品券の交付申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

(4) 申請・受領権者本人による申請・受領が困難な場合で、かつ、代理が当該対象者のためであると認められる場合として次のいずれかに該当する者

ア 寝たきりの者や認知症の者等、民生委員、区長、親類の者その他平素から申請・

受領権者本人の身の回りの世話をしている者について、当該者が代理することができる。この場合において、町長は、申請・受領権者と代理人との関係を説明する書類や民生委員であることを証する書類の提示・写しの添付を求めるなど、当該代理が、これらの者が寝たきりの者や認知症の者などのためになすものであることを確認しなければならない。

イ 老人福祉施設、児童福祉施設及び身体・知的・精神障害者施設に入所している者は、施設の職員が代理することができる。この場合において、口頭で質問したりするなど、当該代理が、施設の職員が施設入所者のためになすものであることを確認しなければならない。

ウ 里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている者は、里親が代理することができる。この場合において、里親であることを証する書類として措置決定通知書の提示等を求めるなど、当該代理が、里親が里子のためになすものであることを確認しなければならない。

- 2 町は、代理人が商品券の代理申請・受領をするときは、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出するとともに、代理人の本人確認書類及び申請・受領権者との間の代理関係を確認するものとする。

（商品券の交付の決定）

第8条 町長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、商品券の交付を決定し、当該商品券対象者に対し、商品券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合には、町から当該商品券対象者に対し電話その他の方法により連絡し、必要な資料や説明を求めるものとする。

（購入引換券の交付）

第9条 町長は、基準日における食事券対象者の属する世帯の世帯主に対し、郵送にて購入引換券を交付するものとする。ただし、基準日以降に転入した者については、販売期間中に限り住民異動届を提出する際に窓口にて交付する。

- 2 購入引換券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

（食事券の販売）

第10条 食事券対象者、その代理人又は使用者は、町が指定した場所において、前条の規定により交付された購入引換券に必要事項を記載し、食事券を購入することができる。

- 2 食事券の販売期間は、令和4年11月1日から令和4年12月28日（先着順により販売し、食事券が完売したときは完売のとき）までとする。この場合において、販売状況等に鑑

み、販売期間を延長することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和4年12月31日時点で食事券に残余がある場合は、次項に定めるところにより、町は食事券対象者から購入引換券によらない購入を希望する者（以下「追加購入希望者」という。）の購入を受け付けるものとする。
- 4 前項に規定する追加購入希望者は、令和5年2月28日までに玄海町みんなで応援券（プレミアム付食事券）購入申請書（様式第2号）を提出することにより、食事券を購入することができる。この場合において、追加購入希望者は本人確認書類を提示しなければならない。
- 5 前項の場合において、何らかの理由により自ら申請することができない場合は、本人確認書類を添付し、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、委任状（前項に規定する購入申請書の裏面委任欄への記載を含む。）を提出するとともに、本人確認書類を提示しなければならない。

（取扱店及び特定取扱店の登録資格）

第11条 取扱店及び特定取扱店の登録資格は、今後も事業を継続していく意思がある者で次の各号に定める者とする。

- (1) 取扱店 町内に事業所又は店舗がある者並びに町内に住所を有している者が営業している事業所又は店舗がある者
- (2) 特定取扱店 玄海町飲食業組合に加入している者又は経営者が玄海町内で飲食店を営む者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は登録資格を有しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者又はこれに類する者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、本事業の目的に照らして不相当と町長が判断する者

（取扱店又は特定取扱店の登録申請）

第12条 特定取引を行い、受け取った商品券又は食事券の換金を申し出ることができる事業者として登録しようとする者は、玄海町みんなで応援券（特定）取扱店登録申込書（様式第3号。以下「申込書」という。）及び誓約書（様式第4号）を町長に提出しな

ればならない。この場合において、取扱店登録料は無料とし、複数の店舗を申請する場合は、店舗毎に必要な書類を提出するものとする。

- 2 取扱店又は特定取扱店の登録は、令和5年2月28日まで申請することができる。
- 3 前項の場合において、令和4年9月7日までに申請された場合に限り、町が広報時に使用する広報物に添付する「取扱店一覧表」に掲載するものとする。

(取扱店又は特定取扱店の登録)

第13条 町は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適正と判断した場合は、取扱店又は特定取扱店の登録を決定するものとする。この場合において、町は、必要な条件を付することができる。

- 2 町は、前項の規定により取扱店又は特定取扱店として登録する場合においては、玄海町みんなで応援券（特定）取扱店登録証明書（様式第5号）を交付するものとする。

(取扱店及び特定取扱店の責務)

第14条 取扱店及び特定取扱店は、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
 - (2) 登録内容に変更が生じた場合、速やかに町に報告しなければならない。
 - (3) 商品券又は食事券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
 - (4) 取扱店又は特定取扱店は、特定取引において商品券又は食事券の受取を拒んではならない。
 - (5) 商品券又は食事券が偽造されたものと判別できる等、不正行為が明らか場合は、商品券又は食事券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町に連絡しなければならない。
 - (6) 換金目的での購買に商品券又は食事券を利用しないこと。
 - (7) 自社商品の購買に商品券又は食事券を利用しないこと。
 - (8) 商品券又は食事券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
 - (9) 商品券又は食事券を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払に利用してはならない。
 - (10) 町が本事業に関する調査を行うときは、協力しなければならない。
 - (11) 町と適切な連携体制を構築することその他町長が別に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 町は、取扱店又は特定取扱店がこの要綱に反する行為を行ったと判断したときは、当

該取扱店の登録を取り消すことができる。

(商品券又は食事券の換金手続)

第15条 町は、特定取引において商品券又は食事券が使用された場合は、当該取扱店に対し、次の各号に基づき、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- (1) 取扱店又は特定取扱店の換金に係る手数料は無料とする。
- (2) 商品券又は食事券の換金を受けようとする取扱店又は特定取扱店は、町が指定する換金窓口にて、第13条第2項の規定により交付を受けた取扱店登録証明書を提示するとともに、裏面に取扱店を記入した当該商品券又は食事券を添付し、玄海町みんな応援券（商品券・食事券）換金請求書（様式第6号）を提出しなければならない。ただし、1冊すべて使用された商品券又は食事券については、裏表紙に取扱店を記入することで裏面に取扱店を記入することを省略することができる。
- (3) 換金は、別表の換金請求に係る振込スケジュールに従い、取扱店が事前に申込書に記載した振込先口座（以下「指定口座」という。）へ振り込むものとする。
- (4) 換金請求を受け付ける時間は、平日の9時から17時までとし、土日祝祭日及び年末年始の閉庁時は受付を行わない。
- (5) 換金請求ができる期間は、令和4年11月1日から令和5年3月10日までとし、この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じない。ただし、第5条第1項後段及び同条第2項の規定により使用期間を延長する場合は、換金請求ができる期間も同様に延長することとする。

(商品券及び食事券に関する周知等)

第16条 町長は、本事業の実施に当たり、対象者の要件、販売開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(商品券の交付申請が行われなかった場合等の取扱い)

第17条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、商品券対象者から第6条第3項の申請受付期限までに同条第2項各号の規定による申請が行われなかった場合、商品券対象者が商品券の受領を辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(業務の委託)

第18条 町長は、第6条、第9条、第10条又は第15条の規定による業務の一部又は全部を、

町長が適切に実施できると認める者に委託することができる。

(不当利得の返還)

第19条 町長は、商品券の交付後又は食事券の販売後であって交付又は販売期間内に当該交付又は販売された者が対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次のとおり対応する。

- (1) 返還対象者に商品券を交付又は食事券を販売した後、かつ、商品券又は食事券を使用する前にあつては、返還対象者に商品券又は食事券の返還を求める。
- (2) 返還対象者が商品券又は食事券を使用した後については、返還対象者に商品券又は食事券を使用した金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き食事券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第20条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。